

空き家除却の補助について

安全で安心な生活及び良好な景観の確保を図るため、老朽化などにより倒壊する恐れのある、危険な空き家の除却に係る費用の一部を補助します。

- 【対象工事】 都市計画区域内の木造住宅で、個人が所有し、国の基準による不良住宅と判断される空き家の除却工事
- 【募集戸数】 5戸
- 【補助金額】 対象工事費の3分の1（限度額30万円）
- 【提出書類】 所有者の分かる書類、工事の見積書 等
- 【募集期間】 5月6日（金）から5月31日（火）まで
 - ※ 申込み多数の場合は抽選
 - ※ 募集戸数に達しない場合は、引き続き先着順で受け付け
- 【申込方法】 専用用紙に必要書類を添えて、都市計画課へ

【お問い合わせ先】

都市計画課：☎ 0773-66-1050、FAX 0773-62-9894
E-mail: tokei@city.maizuru.lg.jp